

別表（第2条関係）

<p>事業名</p>	<p>多面的機能支払交付金</p>
<p>事業の目的</p>	<p>1 農地維持支払交付金 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び今後の集落の農業（営農）についての話し合い等の地域資源の適切な保全管理のための推進活動を支援し、農業農村の多面的機能の維持発揮と、担い手への農地集積という構造改革を後押しする。</p> <p>2 資源向上支払交付金 地域資源の質的向上を図る共同活動及び老朽化が進む農業用排水路等の補修・更新を行う活動に対して支援し、施設の長寿命化と集落機能の維持向上に資する。</p>
<p>事業の対象となる者</p>	<p>市町</p>
<p>事業の対象となる経費</p>	<p>1 農地維持支払交付金 農地維持支払活動を行う活動組織に対して交付する経費</p> <p>2 資源向上支払交付金 資源向上支払活動を行う活動組織に対して交付する経費</p>

対象農用地	<p>1 農地維持支払交付金 交付金の算定の対象となる農用地は、以下のとおりとする。</p> <p>①農業振興地域内の農用地区域内の農用地 ②生産緑地法（昭和 49 年 6 月 1 日法律第 68 号）に基づく生産緑地地区内の農用地 ③県若しくは市町の条例、契約、計画若しくは法律等（以下条例等という。）に基づき、農業の多面的機能（平成 13 年 11 月 1 日付日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」が示すものをいう。以下同じ。）の全部又は一部の維持・発揮のための取組が行われる農用地又は条例等に基づき、農業の多面的機能の全部もしくは、一部の維持発揮のための取り組みが行われるため池等と一体的に保全を図る必要がある農用地 ④農業の多面的機能の全部又は一部の維持・発揮のための取組が農地維持活動を行う農業振興地域内の農用地区域内の農用地と一体的に行われる農用地</p> <p>2 資源向上支払交付金 交付金の算定の対象となる農用地は、農業振興地域内の農用地区域内の農用地とする。</p>
交付率	<p>1 農地維持支払交付金 対象事業費の 7.5 / 10 以内</p> <p>2 資源向上支払交付金 対象事業費の 7.5 / 10 以内</p>
交付金の額	予算の範囲内

別に定める事項

関係条項	内 容
<p>第 3 条 (交付金の交付申請)</p>	<p>(添付書類) 別紙様式 1 (市町)</p>
	<p>(指定期日) 別途通知する。</p>
<p>第 6 条 第 1 項 (交付決定額の変更)</p>	<p>(添付書類) 別紙様式 1 (市町)</p>
	<p>(指定期日) 別途通知する。</p>
<p>第 7 条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類) 別紙様式 1 (市町)</p>
	<p>(指定期日) 事業完了後 1 カ月以内又は当該事業年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日とする。</p>